

ひたちなか市低入札価格取扱要綱

平成28年3月23日

告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事（ひたちなか市建設工事等契約事務手続要綱（平成6年告示第10号）第2条第1号に規定する工事をいう。以下同じ。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するに当たり、契約ごとに契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格をもって入札した者があるときにおける落札者の決定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする競争入札)

第2条 調査基準価格を設ける競争入札は、設計金額が5,000万円を超える工事又は総合評価落札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が市に最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。）を適用する工事の契約に係る競争入札とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、設計金額が5,000万円以下の工事の契約に係る競争入札に調査基準価格を設けることができる。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった設計書等に基づき、次の各号に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、当該各号に掲げる額の合計額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額とする。

(1) 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる額の合計額が次の各号のいずれかに該当する場合には、調査基準価格は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 工事価格（予定価格の算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額の合計額をいう。以下同じ。）に100分の90を乗じて得た額を超える場合 工事価格に100分の90を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、当該工事価格に100分の90を乗じて得た額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額

(2) 工事価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合 工事価格に100分の70を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に、当該工事価格に100分の70を乗じて得た額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額

3 前2項の規定にかかわらず、工事の性質上これらの項の規定により難しい場合にあっては、調査基準価格は、工事価格に100分の70から100分の90までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額に、その額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額とする。

4 市長は、前3項の規定により調査基準価格を定めたときは、当該調査基準価格を調査基準価格書(別記様式)に記載し、これを密封するとともに、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。

(調査基準価格を下回る入札)

第4条 市長は、競争入札の結果、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該最低入札価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)による契約の履行では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、管財課長、設計担当主管課長及び工事検査室長(以下「契約調査職員」という。)に調査させるものとする。

(調査の実施)

第5条 前条の規定による調査(以下単に「調査」という。)は、最低価格入札者から次に掲げる事項を聴取することにより行うものとする。

(1) 入札金額の決定理由及び入札金額の積算内訳書

(2) 入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況

(3) 同種又は類似の手持ち工事の状況

(4) 手持ち資材及び機械数の状況

(5) 資材購入先及び入札者と資材購入先との関係

(6) 労務者の具体的な調達の見通し

(7) 下請予定業者名及び予定下請金額

(8) 特別な理由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合にあっては、その適否

(9) その他必要な事項

(契約調査職員の調査及び意見)

第6条 調査は、契約調査職員のうち管財課長が主宰する。

2 契約調査職員は、調査を終了したときは、調査の結果に意見を付した書面により、市長に報告するものとする。

(落札者の決定)

第7条 市長は、調査の結果及び契約調査職員の意見を踏まえ、当該最低入札価格

によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、当該最低価格入札者を落札者とししないものとする。

- 2 前項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合において、最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。
- 3 第4条から前条まで並びに前2項の規定は、前項に規定する場合であって、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときにおける当該次順位価格をもって入札した者について準用する。

（施工体制の確保）

第8条 市長は、調査を実施し、契約を締結した工事については、適正な施工体制の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後にしたひたちなか市財務規則第124条第1項の公告又は同規則第138条第2項の入札の通知に係る競争入札から適用する。
（ひたちなか市建設工事総合評価落札方式試行要綱の一部改正）
- 3 ひたちなか市建設工事総合評価落札方式試行要綱（平成20年告示第146号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「平成11年訓令第13号。以下「低入札価格要綱」という。」を「平成28年告示第30号」に、「第3条」を「第1条」に、「低入札価格要綱第4条」を「同告示第3条」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（適用区分）
- 2 改正後のひたちなか市低入札価格取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行うひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）第124条第1項の公告に係る一般競争入札及び同規則第138条第2項の通知に係る指名競争入札から

適用する。

(ひたちなか市建設工事総合評価落札方式試行要綱の一部改正)

3 ひたちなか市建設工事総合評価落札方式試行要綱(平成20年告示第146号)の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「第3条」を「第4条」に改める。

別記様式(第3条関係)

調査基準価格書	
入札(見積)執行年月日	
契約の方法	
契約の件名	
設計(見積)額	
設計(見積)額の***分の100(注)	
調査基準価格	
入札(見積)書比較価格	
上記のとおり調査基準価格を決定する。	
年 月 日	
ひたちなか市長 印	
専決により決定した者の職氏名印	印

(注) ***の数値については、次の計算式により算出するものとする。

$100 + (\text{当該契約に係る消費税及び地方消費税の税率} \times 100)$